

現場からの

日本国憲法施行五〇周年
「笑い」から憲法を考える

今月のメニュー

【筆者紹介】

水島 朝穂 (みずしま・あさほ) 1953年東京府中市生まれ。著書『現代軍事法制の研究』日本評論社、『ベルリン・ヒロシマ通り——平和憲法を考える旅』中国新聞社、編著『ヒロシマと憲法 [第3版]』法律文化社、『憲法を考える本』光文社文庫(井上ひさし選の38編に拙稿収録)。札幌の大学時代、評論誌編集長を3年務め、山田洋次監督との対談や、作曲家いずみたく氏との企画などをコーディネイトした。編著『きみはサンダーバードを知っているか』(日本評論社)で、「話題のひと220人」(『知恵蔵1994年』朝日新聞社)に選ばれる。筆者のホームページのURLは、<http://www2b.meshnet.or.jp/~e-isle/peace/>

「この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する」(憲法一〇〇条一項)。一九四六年一月三日(日曜)の「明治節」(明治天皇の誕生日)に公布された日本国憲法は、翌四七年五月三日(土曜)、「極東国際軍事裁判所」開廷一周年の日に施行された(★①)。公布と施行の日それぞれ「もう一つの意味」からしても、この憲法の誕生をめぐる複雑な事情がうかがえるだろう。

日本国憲法は、今年五月三日の同じ土曜日に、施行五〇周年を迎えた。この歴史的な一回性の「とき」を、「現場からの憲法学」でも重視したいと思う。

施行五〇年の「総括」と「展望」をめぐっては、さまざまな書物が出版され、新聞や法律雑誌等の特集もある(★②)。そこで、連載予定のテーマとは別に、「番外編」として、今月はこの問題を扱う。素材は、人気コント集団「ザ・ニュースペーパー」(以下、TNPと略す)の公演「憲法施行五〇周年の「夜」」。筆者が企画と全体の構想を担当し、脚本の一部を執筆、かつ全体を監修した。全一場のオムニバス形式で、「憲法」を通奏低音にしながら、笑いのなかで施行五〇周年を考えてもらおうという作品である。

本誌ロー・スクールの連載としては異例の内容だが、「笑い」のなかから憲法の基本理念に関わる問題を読み取ってもらえればと思う。飯沢匡「武器と

しての笑い」(岩波新書)というすぐれた先行例があるように、「笑い」の世界にも、「憲法を考える」素材はたくさんある。

憲法施行五〇周年の「夜」

この日夕方、連休のため東京・霞が関は閑散としていた。だが、その一角にあるイイノホールだけは熱気に包まれていた。

「憲法フェスティバル」(代表・森川文人弁護士)主催のこの企画。七三〇人が参加して、立ち見も出るという大盛況だった。「朝日新聞」(東京本社)五月四日付が写真入りで大きく報道したほか、「毎日新聞」同日付も、「憲法」の精神が揺らいでいる現実を皮肉を交

えて演じ、客席は大きな笑いで沸いた」と書いた。「北海道新聞」五月三日付は、憲法学の状況に触れるなかで、これを紹介した。

全一一場の内容は、次の通りである。
第一場「基地はどこへいく——基地と住民投票」

第二場「ある日の××小隊——憲法九条と自衛隊」

第三場「歴代首相の証人喚問——租税法律主義と消費税」

第四場「大蔵省主計局の『夜』——エリート官僚の民主主義観」

第五場「援助交際の『夜』——『淫行条例』と憲法一三条」

第六場「高齢化社会の『夜』——最低限の健康な生活とは」

第七場「教頭先生の苦惱——日の丸と思想・信条の自由」

第八場「盗聴の『夜』——組織的犯罪対策法と通信の秘密」

第九場「代用監獄の『夜』——刑事手続と人権」

第一〇場「さる高貴なご一家——憲法施行五〇周年記者会見」

第一一場「憲法くんの独白——憲法前文のこころ」

筆者は、次のような開演前の挨拶をした(要旨)。

「憲法施行五〇年の『夜』を迎えました。憲法施行五〇年、これは憲法の条文が五〇年間存在したという意味だけではありません。それをとりまく国民の生活もまた五〇年間あつたのです。

『夜』には、表通りよりも裏通りが輝いてみえる、人が建前よりも本音で語るようになる、背広姿の人よりも、ちょっと危ない、ちよつとHで怪しげな人

達が出てきたりもします。そんな『夜の視点』から憲法施行五〇年を見てみるとどうなるでしょうか。憲法のきょう、きょう、そして近未来の、ちよつと『危ない』論点も含んだあしたを、みなさんとともに笑いのなかで考えてみたいと思います。」

全一一場すべてを紹介するのは紙幅の関係上無理なので、六つの話をピックアップし、要旨を紹介しよう(どれも実際にはもっと長い)。

◆第一場「基地はどこへいく——基地と住民投票」

特措法の「改正」、思いやり予算、日米防衛協力の指針「見直し」など、日米の軍事的関係が突出している。しかも、国民とくに沖縄県民の声を無視してまで。

クリントン大統領が風船で遊んでいる。よく見るとそれは日本が赤く浮き出た地球の風船だ。そこへハシモト首相があらわれる。時々金をやらないと死んでしまうという、タマゴツチの新種「政治家つち」をクリントンに見せながら、「特措法を改正して、沖縄の基地は心おきなく使えるようになった」と誇らしげに報告。クリントンは、「横須賀、三沢、岩国、佐世保はずつと使いたい。米軍に四八四三億円も出してくる太っ腹な国は日本以外にない」

とほめる。さらに、「普天間飛行場の代わりの海上ヘリポート。これには、土台は必要ない。ヘリポートの端に巨大なスクリーンとエンジンをつけてほしい。そうすれば、ペルシヤ湾にもいける」。ハシモトは驚いた。「それじゃ、まるで、ひよつこりひよつたん島だ」。さらにクリントンはいう。「ハリアー戦闘機(垂直離着陸機)の基地がほしい。東京のど真ん中の、緑豊かで、人があまり出入りしないところに……。仰天するハシモトに、クリントンは、「沖縄でもOKだったのだから、東京でもできるでしょう。法律をちよつと変えてしまえば大丈夫」と圧力をかける。ハシモトは悩む。あそこを基地にするには特別の法律が必要。一つの自治体のみ適用される特別法には、住民投票の過半数の同意が必要だ。ハシモトはハッとして気づいた。「あそこは住民に投票権はない」。暗転。

◆第三場「歴代首相の証人喚問——租税法律主義と消費税」

この四月から消費税率が5%になった。国民はいつそれに同意したのだろうか。八年前に消費税が導入されたときも、そうだった。

衆議院予算委員会。消費税導入の経緯について、歴代首相を証人喚問することになった。坂本竜馬議員が質問に

★「公布」とは、憲法・法律・政令などを一般人が知りうる状態に置くことをいう。法令公布の方法や時期をめぐって争われた判例もある(拙稿「法令公布の方法」「法令公布の時期」杉原泰雄編「判例マニュアル憲法1」(三省堂・1989年)22~25頁)。「施行」とは、憲法および法令の効力を現実に発生させることをいう。

立つ（議員役は、司法試験塾の塾長・伊藤真氏）。

坂本議員…「委員長。憲法八四条は租税法主義を定めています。代表なれば課税なしの原則です。だが、消費税の導入と税率引き上げの過程には、国民の意見が反映しておらず、問題があったのではないか」。

まず、ナカソネ元首相。質問を無視して、最近もらった「大勲位菊花大綬賞」の話ばかりする。「勲章には五種類二八階級あり、私がもらった勲章は歴代総理では三人しかもらっておらず」。質問者の抗議のなか、「ナカソネはね、まだまだ生臭いよ」といい捨てて去る。

さらに、坂本委員は追及する。「消費税には大きな問題が二つある。法律で除外された物品以外はすべて課税対象となり、品目がどんどん増えていく。

★2 筆者がかかわった施行50周年企画は色々あるが、ここではとりあえず、座談会「憲法学の可能性を探る」（『法律時報』1997年5月号）「沖縄が問うこの国の平和」（『朝日新聞』5月1日付夕刊）、「憲法施行50年座談会」（『東京新聞』、『中日新聞』、『西日本新聞』5月3日付）、「旧東独演習場の民間転用と沖縄」（『琉球新報』5月3日付）、「けんぼう模様『50歳』の素顔」（『北海道新聞』5月3日付）を挙げておく。

これは租税法主義の趣旨に反するのではないか。一律に5%の課税をすることは、国民、とくに年金生活者や貧しい司法試験受験生には酷である。憲法二五条の生存権を脅かすおそれがあるがどうか。

これに対して、タケシタ元首相は、「全国民から広く薄く頂戴する。これが消費税の原点なのでなくともなくもないのでありますということがいえなくもなくともなくも…」とはぐらかして脱力させる。

ホソカワ元首相は得意のパフォーマンスで、「あとは、よきにはからえ」と去ってしまう。

最後に証人席に立ったのは、ムラヤマ元首相。

坂本議員…「あなた方は消費税反対を叫んで当選したが、与党となった途端、

推進に変わってしまった。投票した国民の意思はどうなるのか。地方議会ならとくにリコールされている。たしかに国会議員の場合、憲法四三条、五一条からすれば、リコールされることはないが、弱者の立場に立つとわかってきたことについて、責任を感じないのか」と追及。

ムラヤマ元首相は長い眉毛を揺らしながら、「もちろんですネ。私どもは常に弱い人の立場に立つてですネ、強い人のいうことを聞いてるんですネ。場内、ひっくり返る。」

◆第八場「盗聴の『夜』——組織的犯罪対策法と通信の秘密」

公権力による盗聴は許されるのか。日本でも、通信傍受（盗聴）を定めた組織的犯罪対策法（★3）が制定されようとしている。

組事務所。今日は麻薬の取引だ。電話で取引場所等の打ち合わせをするアニキ。そこへ、バブル崩壊と暴対法のために収入が減り、電車通勤の組長がやって来る。アニキとサブは、盗聴器が仕掛けられていないか、部屋中探す。熊のぬいぐるみの中まで探す。

突然、刑事が踏み込み、令状を示しながら、「覚醒剤取締法違反で逮捕する。これが証拠だ」と、盗聴テープを出す。親分、堂々と反論。「刑事さんよ、憲法

二一条二項には通信の秘密は侵しやいけねえって書いてあるだろう。大見得を切る。刑事たち慌てずに、「盗聴法ができて、これからは違法じゃなくなつたんだよ。どんな交信も傍受できるんだ」。引き立てられながら、「憲法でだめでも、法律で許されるってのか！」と叫ぶ親分。暗転。

◆第九場「代用監獄の『夜』——刑事手続と人権」

代用監獄の永続化を狙う刑事施設法案（法務省）と留置施設法案（警察庁）が、国会に提出される機会をうかがっている。

被疑者が椅子に座っている。両脇に若い刑事とデカ長。若い刑事は、「もう七十二時間を過ぎています。刑事訴訟法二〇五条からも問題じゃないですか」という。「現実を見る。だから大学出は頭が固いんだ」というデカ長との間で言い争いになる。

デカ長が「この犯人がだな…」といいかけると、若い刑事は「こいつは、被疑者です。無罪の推定を受けているんですよ。起訴されて被告人、判決が確定して受刑者になるんですよ。するとデカ長は「そんなに名前が変わって、出世魚だな。お前も早く出世して立派な受刑者になれよ」。

若い刑事は、「警察留置場、つまり代

用監獄で取り調べるのは違憲です。三八条二項からすれば、このような状況で収集された証拠に証拠能力は認められないはずだと主張する。すると、いままで黙っていた被疑者が、やおら「おれやりました」。若い刑事「君ね、憲法三八条一項の黙秘権というのがあるんだ」。デカ長慌てて、「自由しようとしているじゃないか。若い刑事エキサイトして、「一〇人の罪人を逃しても、一人の無辜を処罰してはいけないんだ」と叫ぶ。被疑者「だから、やりました」。「ばか、君は空腹と睡眠不足でどうかしているんだ。考え直せ」。考え直すのはお前の方だ。頭を冷やせ」と、デカ長は若い刑事を別室に引きずっていく。被疑者はそれを見送りながら、一言。「腹へったあ」。暗転。

◆第一〇場「さる高貴なご一家——憲法施行五〇周年記者会見」

憲法で「象徴」とされている「さる高貴なご一家のご主人様は、憲法をどのように見ているだろうか。

さる高貴なご一家のご主人様と奥様が、記者会見のため登場する。

「この：広い：大空のもと、憲法施行五〇周年の：集会にみなさんと参加することができ：喜ばしく：思います」。記者入場。朝日記者「憲法一条についてどのように考えておられますか」

ご主人様「全部読んだことがないので、詳しくはないが：」

奥様（ヒソヒソ声で）「そんなこといっちゃいけません」

毎日記者「二条の世襲制についてはどうお考えですか」

ご主人様「息子の代でとぎれたらどう

★3 法制審議会への「事務局参考試験案」の第四「令状による通信の傍受」。特定犯罪について、傍受令状に基づき通信の傍受（盗聴）が可能となる。傍受期間は原則10日だが、延長（30日未満）でき、令状の再交付も可能。立ち会い人は傍受の着手時と終了時でよい、令状が出ている犯罪以外についても傍受できることなど、きわめて問題が多い。小田中・飯室「組織犯罪立法をどう考えるか」（本誌 4、5月号）参照。

しよう」。奥様、足で蹴る。

奥様「訂正して」コウノトリの思召しのままに思っております」

読売記者「三条に、ご主人様の行為には内閣の助言と承認を必要とする」とあります。これはいいかえますと：」

ご主人様「わたしはかざりもの」

読売記者「国事行為とは別の、私的行為とは具体的に：」

ご主人様「トイレに行く、ものを食べ、寝る。それだけ、自由がないということだ」

毎日記者「憲法六条に、内閣総理大臣を任命するとありますが」

ご主人様「この：八年の間に、六名を任命した。誰が誰やら：」

奥様「訂正して」みなさん大変すばらしい方々でした」

ご主人様「もつと長続きすることを希望します」

そこへ、一人の記者がつかつかと歩みよる。「赤旗のアカイです」。ご主人様、奥様、侍従、のけぞって慌てふためく。

侍従「おたくはお呼びしておりません」

赤旗記者「今日は憲法記念日です。新聞社を平等に扱っていただきたい。ご主人様に伺います。大嘗祭は宗教上の儀式であり、これへの公費支出は憲法違反ではないか。それに、ご一家の費

用は年間一〇〇億を超えている。税金の無駄使いだと思いませんか。ああ、すつきりした」などといいつばなしで去っていく。

ご主人様「（声を震わせ、侍従に）呼ぶ新聞社を選べ」

侍従「最後に、皆様方からのご質問が参っております。象徴としてのご主人様が一番お望みのことは何ですか、と」

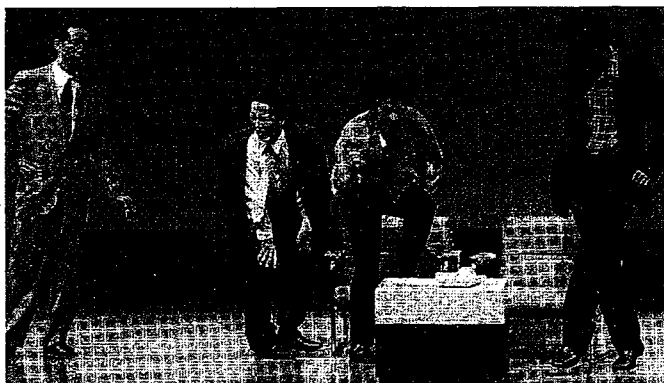
ご主人様「わたしにも、基本的人権をください」

◆第一一場「憲法くんの独白——憲法前文のこころ」

よれよれの服を着た中年男が舞台上中央へ。

「今日は、私の五〇歳の誕生日です（拍手）。拍手していない人はわからないかも知れませんが、私、憲法です（笑）。いやあ、長いことやってきましたけどね、まだまだがんばれると思ってるんですけれどね。私は、前文と一〇三個の条文から成り立っているんです。詳しくいえば、その上に「上諭」というのがついているんですが、これは御中元とか御歳暮につけるのし紙みたいなものから、別にあってもなくてもいいようなものです（一部笑）。

とにかく、私全体が、日本国というわけです。もちろん、沖縄も入っていますよ。この小指が沖縄です。このあ



第八場「盗聴の夜」を演じるザ・ニューズペーパー

いだ、これがずつきんずつきん痛みま
してね。誰か、アメリカにおとしまえ
をつけるためにここを切ろう、という
人がいましてね。私、やくざじゃない
んですから(笑)、切りたくないですよ
ね。私、体全体を大事にしたいな、と
思っているんです。この間、新聞読み
ましたら、私をもう取り替えた方がい
いじゃないか、という意見の方が、取
り替えなくていいという意見を上回
ったそうです。でも、そういう前に、
私自身を、よく知っているのかなあ、
と。もう一回、私をちゃんと見て下さ

いというふうにいいたいんですよね。
実際にみなさんは、もういらないとい
うまで、私を使い果たしたかね。

私がいっていること、まだまだ実現
していないような気がするんですよ。
私をどうこうするという前に、初心を
思い出してほしいんですよ。僕が生ま
れたときの喜びといえますかね。

私の初心は、前文に書いてあるんで
す。五〇年も前だからね。思い出すか
どうか。みなさんも覚えていますか。
憲法の前文です。こういうふうには始ま
りますよね。

日本国民は、正当に選挙された国会
における代表者を通じて行動し：〔以
下、憲法前文を詩のように暗唱する〕
：全力をあげてこの崇高な理想と目的
を達成することを誓ふ(大きな拍手)。

ありがとうございます。いやあ、
なんかこう、初心をいっちゃうとね、
また元気が出てきますよね。初心に戻
ったという感じがしますよ。もし、み
なさんが働けというのだったら、まだ
働きますよ。だってみなさん、僕はま
だ、五〇歳ですよ。今が働き盛りなん
ですよ。だいたいね、六五歳にならな
いと、年金ももらえないしね(笑)。
でも、僕はみなさんのものです。み
なさんが、僕をどうするか決めるんで
すよ。だから、みなさん、お任せしま
したよ(大きな拍手)。

憲法施行五〇周年の「夜」を終えて

第一場が全体の白眉で、松元ヒロ
さんの迫真の演技が光った。それまで
の笑い波が消え、静寂が支配する客席。
憲法前文がここまで透明な響きをもつ
て心にしみ込んできた例を他に知らな
い。

この企画のため、TNPの稽古場に
何度も通った(最後の一週間は毎日)。
当初はどうなるか不安になったことも
あったが、最終段階でのTNPメンバ
ーの集中力には舌をまいた。個性的な
メンバーがそれぞれの持ち味をいかし
てシナリオを練り上げていく。筆者が
執筆したシナリオも、稽古のなかで無
残なまでに修正されていった。こんな
切り口があつたのか。メンバーの一言
で教えられることもあつた。それは快
感でさえあつた。「先生、憲法三条と四
条で一番問題な点は何ですか」「留置場
と拘置所との違いは」。メンバーの
質問も核心を突いてくる。

とくに第一場は一人芝居。その成
否は憲法前文を暗記できるかにかかっ
ている。私が考えたこの終幕は、実は
松元さんが長年あたためてきた「憲法
前文の詩」というテーマと完全に一致
していた。そのことを稽古終了後の居
酒屋で知ったときの感激は忘れられな

い。「松元さん、最後はこれでいきまし
よう」。だが、実際にやるとなるとかな
り難しい。本番直前の稽古でも、何度
もつかえる松元さん。しかし、「メモ
をもつていけ」という杉浦プロデュー
サーの指示を拒んで、何ももたずに舞
台へ出ていった。

だが、本番で松元さんは見事に暗唱
しきつた。その瞬間、憲法前文がまっ
たく自然に、詩のように聴衆の心に入
ってきた。そして、「みなさんが、僕を
どうするか決めるんですよ。だから、
みなさん、お任せしましたよ」という
最後の言葉と重なり合った。

択一試験直前にもかかわらず参加し
た司法試験受験生は、「前文の一字一句
の意味が深く心に残り、涙が出てきま
した」と語っていた。参加者一人ひと
りの心にあなたか何かが残る、そん
な憲法施行五〇周年の「夜」だった。

〔付記〕今回の企画全般については、ドゥ
ー企画の杉浦正士氏をはじめ、多くの方々
にお世話になった。心からお礼申し上げた
い。

(みずしま・あさほ)